



平成 30 年 5 月 25 日

各 位

上場会社名 **株式会社 日 伝**  
代 表 者 代表取締役社長 福家 利一  
(コード番号 9902 東証第一部)  
問合せ先責任者 取締役管理本部長 檜垣 泰雄  
(TEL 06-7637-7000)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 22 日開催予定の第 67 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 平成 30 年 2 月 23 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」でもご案内いたしましたとおり、当社のさらなる企業価値の向上を図る観点から、監査を担う監査等委員である取締役（その過半数が社外取締役）が取締役会の議決権を有することにより取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分離を進めつつ経営の機動性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 業務執行を行わない取締役につき、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 27 条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、当該責任限定契約に係る定款の変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整及び条数の変更等、所要の調整を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりとなります。なお、本議案の決議による定款一部変更は、本総会終結の時をもって効力が発生いたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款              | 変 更 案                 |
|----------------------|-----------------------|
| 第 1 章 総則             | 第 1 章 総則              |
| 第 1 条                | 第 1 条                 |
| }           < 条文省略 > | }           < 現行どおり > |
| 第 3 条                | 第 3 条                 |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条<br/>&gt; &lt;条文省略&gt;</p> <p>第11条</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条<br/>&gt; &lt;条文省略&gt;</p> <p>第17条</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 取締役の員数は15名以内とする。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p>3 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条<br/>&gt; &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第11条</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条<br/>&gt; &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第17条</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の員数は、15名以内とする。<br/><u>2 監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意が</p> | <p style="text-align: center;">時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>決議</u>に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、<u>当該事項の決議</u>に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該決議事項</u>を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第 25 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)<u>は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u></p> | <p>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決</u>に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決</u>に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該提案</u>を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(<u>取締役への重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(<u>業務執行取締</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</p> | <p>役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</p> |
| <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p><u>(監査役の員数)</u></p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p><u>第 28 条 監査役の員数は 4 名以内とする。</u></p>                                      |  |
| <p><u>(監査役の選任方法)</u></p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p><u>第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって</u></p>                                       |  |
| <p><u>選任する。</u></p>   |  |
| <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使</u></p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p><u>することができる株主の議決権の</u></p>   |  |
| <p><u>3 分の 1 以上を有する株主が出席</u></p>  |  |
| <p><u>し、その議決権の過半数をもって行</u></p>  |  |
| <p><u>う。</u></p>  |  |
| <p><u>(監査役の任期)</u></p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p><u>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に</u></p>                                     |  |
| <p><u>終了する事業年度のうち最終のも</u></p>   |  |
| <p><u>のに関する定時株主総会の終結の</u></p>   |  |
| <p><u>時までとする。</u></p>   |  |
| <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の</u></p>   | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p><u>補欠として選任された監査役の任</u></p>   |  |
| <p><u>期は、退任した監査役の任期の満了</u></p>  |  |
| <p><u>する時までとする。</u></p>   |  |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p><u>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤</u></p>                                       |  |
| <p><u>の監査役を選定する。</u></p>  |  |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>   | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p><u>第 32 条 監査役会の招集通知は各監査役に対</u></p>                                       |  |
| <p><u>し、会日の 5 日前までに発する。た</u></p>  |  |
| <p><u>だし、緊急の必要があるときはこの</u></p>  |  |
| <p><u>期間を短縮することができる。</u></p>  |  |
| <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招</u></p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p><u>集の手続きを経ないで監査役会を</u></p>   |  |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p><u>開催することができる。</u></p>  |  |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第 33 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/> 第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第 35 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>                  | <p>&lt;削 除&gt;</p>   |
| <p>&lt;新 設&gt;<br/> &lt;新 設&gt;</p>  | <p><u>第 5 章 監査等委員会</u><br/> <u>(常勤の監査等委員)</u><br/> 第 29 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>  |
| <p>&lt;新 設&gt;<br/><br/> &lt;新 設&gt;</p>   | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> 第 30 条 <u>監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u><br/> 2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 36 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、<br/>会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる<br/>事項を定めることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株<br/>主名簿に記載または記録された株主<br/>または登録株式質権者に対し、金銭<br/>による剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、<br/>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に<br/>記載または記録された株主または<br/>登録株式質権者に対し、会社法第<br/>454 条第 5 項の規定による中間配当<br/>を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> | <p style="text-align: center;"><u>査等委員会を開催することができ<br/>る。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わ<br/>ることができる監査等委員の過半<br/>数が出席し、その過半数をもって行<br/>う。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令<br/>または本定款のほか、監査等委員会<br/>において定める監査等委員会規程<br/>による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 33 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第<br/>459 条第 1 項各号に掲げる事項に<br/>ついて、法令に別段の定めのある場<br/>合を除き、取締役会の決議によって<br/>定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 35 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年<br/>3 月 31 日とする。</u></p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> | <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>  |
| <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> | <p>3 <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>  |
| <p>第 39 条      &lt;条文省略&gt;</p>                | <p>第 36 条      &lt;現行どおり&gt;</p>  |
| <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> | <p><u>附則</u></p>  |
|  | <p><u>第 1 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。</p> |
|  | <p><u>第 2 条</u> 前条および本条は、2028 年 6 月 22 日をもって削除する。</p>   |

### 3. 日程

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 30 年 6 月 22 日（金曜日） |
| 定款変更の効力発生日      | 平成 30 年 6 月 22 日（金曜日） |

以 上